実務担当者向け資料

地域農業構造転換支援対策リース関係Ｑ＆Ａ（未定稿）

（令和６年11月29日現在）

注 本内容は、令和６年度補正予算案に基づいたものであるため、成立した予算の内容に応じて、内容が変更になることがありますので、あらかじめご了承下さい。

（答）

（問）リース導入支援を新設した理由は何か。

担い手が農地を引き受けるために必要な農業用機械の導入については、段階的な規模拡大が見込まれ、数年後に同種の新たな機械を必要とする場合や、将来的な受け手が決まっているが、一時的に受け手のいない農地を、当該受け手に引き継ぐまでの数年間引き受ける場合、なども想定され、これらの場合には、農業用機械を購入して使い続けるよりも短期間のリースによる導入の方が効果的であると考えられます。

また、多額の初期投資が必要な購入を見合わせるような農業者であっても、リース導入支援により初期投資を抑えることが可能となり、農地を引き受けやすくなることから、今回、リース導入支援を新設したものです。

（答）

（問）リース導入支援は、機械購入額に対する支援か、それともリース料に対する支援か。。

地域農業構造転換支援対策のリース導入支援は、農業者とリース事業者が事業実施体である市町村に共同申請することで、当該機械の購入額の一部を支援するものです。

（答）

（問）リース契約の形態に定めはあるか。

本事業におけるリース契約は、リース事業者が農業者に代わって農業用機械を購入し、農業者がリース物件の購入価格のほか金利、保険料等を分割して支払うタイプのファイナンシャルリース契約だけでなく、リース期間満了時点の残存価格をリース物件代金から差し引き、残った部分をリース料とする残価設定のあるオペレーティングリース契約も対象となります。また、リース期間満了後のリース物件の取扱いについて、購入、再リース、譲渡、返却等の定めは無く、農業者とリース事業者との話し合いで決めていただくこととなります。

ただし、事業実施主体である市町村は、農業者の必須目標が達成されない場合には、リース期間の延長等により取組の継続が可能となるよう配慮する必要があります。

（答）

（問）リースを行う場合のリース手数料等については、助成の対象となるのか。

手数料は、本事業の助成対象にはなりません。助成対象となる経費は、リース物件購入価格（消費税や金利、保険料、手数料等のリース諸費用を除く額）の３／７以内（リース期間が４年未満の場合は、リース物件購入価格×（リース期間（１か月未満は切り捨て）／７年間）×0.75以内）としています。

（問）リース料金の支払方法に制限はあるのか。月払い、年払い、一括払い等。

（答）

リース料金の支払方法は、リース事業者と借受者との契約で決められるものであり、国で規定はしていません。

（問）リース契約は、月単位や日単位も可能か。

（答）

本事業におけるリース期間は、原則、年単位を想定しています。ただし、地域の実情に応じて月単位や日単位とすることも差し支えありません。

（問）トラクターとアタッチメントをセットでリース導入したいのですが、別々でそれぞれが50万円以上でなければ助成対象にならないか。

（答）

機械等の導入等と同様に、トラクターを本体、アタッチメントをその附帯機械として一体的に導入する場合には、一つの整備内容として判断し、合わせたリース物件購入価格（税込み）が50万円以上であれば助成対象となります。

（問）トラクターとアタッチメントのリース期間が異なる場合はどうなるのか。

（答）

異なるリース期間の農業用機械を導入する場合は、一体的に導入したものとはならないため、それぞれでリース計画書を作成するとともに、それぞれの購入価格（税込み）が50万円以上である必要があります。

（問）リース事業者の要件はあるのか。

（答）

リース事業者の要件は特に設定しておりませんが、市町村においては、事業の適正な実施が行われるよう、リース事業者の財務状況や過去実績等を可能な範囲で勘案して、リース事業者の決定を行うようにしてください。

（問）機械のリース導入に当たり、国の助成のほかに、市町村等の助成を加えることは可能か。

（答）

市町村等の判断で行っていただいて構いません。

（問）中古機械のリースは可能か。

（答）

中古リース物件購入価格が50万円以上であり、事業実施主体が適正と認める価格で取得されるものであることに加え、法定耐用年数がリース期間以上（法定耐用年数を経過したものについては、販売店等によるリース期間以上の保証があるものに限る。）である場合に対象となります。

（問）レンタルでも支援対象となるか。

（答）

本事業では、農業者とリース事業者が市町村に共同申請し、リース事業者がリース対象物件を購入する際の購入額の一部を支援するものであるとともに、リース期間を３年以上としているところです。一方で、レンタルはレンタル事業者が所有する在庫品から短期で貸し出される仕組みであることから、本事業では一般的なレンタルは支援対象となりません。

（問）セール・アンド・リースバック（ユーザーが所有する資産をリース会社に売却し、すぐにこの資産をリース会社からリースを受けることで資金調達する取引。）は対象となるか。

（答）

既に導入されている農業用機械を支援対象とすることはできません。

（問）リースの事業着手時期は、メーカーと見積もり合わせを行った時点か、それともリース契約した時点か。

（答）

リース契約等の契約行為が発生した時点が事業着手時点となります。

（問）交付決定は助成対象者へ行うのか、それとも助成対象者と共同申請者であるリース事業者の両者へ行うのか。

（答）

交付決定は、助成対象者である農業者と共同申請者であるリース事業者の両者へ行い、助成金の支払は共同申請者であるリース事業者へ行ってください。ただし、これにより難い場合には、個別にご相談ください。

（問）リースで導入した農業用機械を、使用しない期間に限り、他の農業者等に貸し出すのは適当か。

（答）

リース契約上で第三者への転貸を禁じていないかどうかにかかわらず、他者への貸付けは補助目的に反しており、適当ではありません。

（問）リース契約を途中解約した場合はどうなるのか。

（答）

処分制限期間をリース期間としているので、途中解約は助成金の交付の目的に反することとなり、事業実施主体は、市町村交付規則等に基づき助成対象者に対して財産処分の手続きを行う必要があります。

（問）リース契約では、リース物件の所有権がリース事業者にあるが、財産管理台帳や管理運営日誌等は誰が備えるのか。

（答）

本事業により取得した財産が処分制限期間を経過しない間においては、事業実施主体である市町村が財産管理台帳や管理運営日誌等の管理関係書類を整理保存し、助成対象者に対しても同様の指導を行うこととしています。リース物件についても同様に、市町村で関係書類を備え、助成対象者である農業者に対して管理状況を明確にし、その効率的運用を図るため、財産管理台帳等の管理関係書類を備えるよう指導をお願いします。

（問）事業を中止した場合等は誰が補助金を返還することになるのか。

（答）

市町村が附した補助金交付条件等に定められた助成金の交付の目的に反して事業中止した場合等にあっては、市町村が定めた交付規則等に従い、原則、助成金の支払いを受けた者であるリース事業者に、助成金の返還を求めることとなります。ただし、リース事業者の責めに帰さない場合等においては、個別具体的に判断することとなります。